

全労済協会だより

vol.31

CONTENTS

- 「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第8回) 1
2008年11月からスタートした「希望のもてる社会づくり研究会」(第8回)の概要をご紹介します。今回は研究会委員 植田和弘氏(京都大学大学院教授)から「地球温暖化防止への環境経済戦略」の報告を受けて討議を進めました。
- 2009年秋期退職準備教育研修会
(インストラクター養成講座)開催のお知らせ 6
- 2009年度公募委託調査研究の応募状況報告 6
- 第119回理事会および第26回評議員会報告 6
7月24日(金)に開催された理事会・評議員会の報告です。
- 研究員の書棚から 7
『共助システムの構築—新たな公共性の創造』
(鷲尾悦也著 明石書店)
- コラム「暮らしの中の税④」 8
当協会の「退職準備教育研修会」講師の税理士 関口邦興氏から、贈与税について解説をしていただきました。
- 全労済協会からのお知らせ 8
● 当面のスケジュール

「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第8回)

全労済協会が実施している「希望のもてる社会づくり研究会」の第8回研究会を6月18日(木)に開催しました。その概要をご紹介します。今回は研究会委員の植田和弘氏(京都大学大学院教授)から、「地球温暖化防止への環境経済戦略」についての報告があり、その報告に基づいて、各委員との間で質疑応答が行われました。

▶ 第8回研究会(2009年6月18日開催)

(主な議題) ● 委員報告「地球温暖化防止への環境経済戦略」 植田和弘委員

【植田和弘氏のプロフィール】

▶ 京都大学大学院経済学研究科教授、同大学院地球環境学堂・地球環境学舎・三才学林教授(兼任)。工学博士、経済学博士。専門は環境経済学、財政学。

1952年生まれ。1975年京都大学工学部卒業、1981年大阪大学大学院工学研究科環境工学専攻博士課程修了後、京都大学経済研究所助手、同大学経済学部教授を経て、現職。ロンドン大学、ダブリン大学、未来資源研究所などで客員教授、研究員を歴任。中央環境審議会臨時委員(1997年～)なども務める。主な著書は『環境経済学』(岩波書店、1996年)、『環境と経済を考える』(岩波書店、1998年)、『環境経済学への招待』(丸善ライブラリー、1998年)、『新しい自治体の設計(全6巻)』(共編著、有斐閣、2003年)など。

植田委員報告の概要

1. 地球温暖化防止の科学・政治・経済

- 地球温暖化というのは、英語ではクライメート・チェンジ(Climate Change)であり、気候が変化してしまうという問題である。
- 気候の変化を大気中のCO₂の濃度でみると、産業

革命の頃は280ppmだったが、現在ではだいたい380ppmである。産業革命の頃のCO₂濃度は、グリーンランドなどに堆積している氷の下層部に詰まっている昔の空気(氷床コア)を採取して推測したものであり、産業革命以降CO₂濃度が急速に上がって

いることがわかった。

- 現在、気象・気候変化問題を研究する各国の代表的な科学者たちから成るIPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) という組織が設立され、報告書を発表している。IPCCの報告書は、2007年に第4次まで出されているが、温室効果ガスの大幅かつ急速な削減をしないと地球上の生態系への影響や気候の変化を止めることができない、という自然科学者のメッセージは第1次から一貫して変わっていない。
- そのメッセージは、サミットなどで取り上げられるようになり、今では環境問題はグローバル・イシューとなった。しかし、各国の利害問題が非常に強く出てきて、政治問題であると同時に経済問題でもある。科学の問題提起を政治が受けること自体はとても良いことだと思うが、経済問題が含まれているため利害対立が顕在化する。政治は科学が言っていることを本当に実行できるのかという問題が常に問われているが、現実には残念ながら対応が遅れたままである。
- また、IPCCは、地球の温度が2100年には現在の1.1度上昇から6.4度上昇すると予測している。温度上昇のスピードにもよるが、3度上がると地球上の生命体の3割近くが絶滅の危機に陥ると言われている。
- 温暖化防止は、将来世代に対する我々世代の義務であろう。

2. 地球温暖化防止への動き

- 最初の動きは、1992年のリオ・サミットにおける気候変動枠組条約の合意である。この条約にはアメリカを含めて190か国以上が締結をした。しかし、気候変動枠組条約は、2000年までのことしか決めていなかった。
- 2000年以降のことを決めなければいけないということで、気候変動枠組条約の3回目の会議(COP3)が、日本が招致して1997年に京都で開催された、いわゆる地球温暖化防止京都会議である。
- 会議開催は1997年で京都議定書に合意したが、議定書の発効は2005年とはあまりに時間がかかっている。これは2001年にアメリカのブッシュ政権が議定書からの離脱を表明したためである。アメリカは1国だけで世界全体の約24%を排出しており、大量排出国である。また、アメリカは国際政治上の影響力が大きいので、抜けられると議定書はもう発効しないだろうと言われた。最終的にはEUの外交

努力等により、ロシアが加入したことが大きく作用し、2005年に発効した。

- 京都議定書が合意されたとき(1997年)のアメリカは、クリントン＝ゴア政権である。アメリカの合意はゴア副大統領の尽力によるため、アメリカでは京都議定書は「ゴアズ・ベイビー」と言われる。
- しかし、ブッシュ政権に代わるとアメリカは離脱を宣言する。アメリカが離脱した理由は大きく2つある。1つは経済成長を阻害するため、もう1つは中国やインド等に削減が義務づけられておらず不公平だという主張のためである。
- 2007年には当時の安倍晋三首相が「Cool Earth 50」を提唱した。これは2050年までに世界全体における温室効果ガスの排出量を50%削減するという提案である。温室効果ガスの排出量は先進国と途上国とでは50対50であるが、人口は途上国のほうが多いので国民1人当たり排出量は先進国のほうが多くなる。しかし、2050年までには例えば中国やインドの排出量は増えていくだろう。中国やインドが、生活水準を向上させながら、CO₂排出量を50で維持できたと仮定すると、その場合先進国はCO₂排出量をゼロにしなければならない。この点が誰もわかっていなかったのではないか。しかも、これは世界中の目標であり、どこがどれだけ削減するかは不明である。しかし、先進国は2050年にほぼ排出量をゼロにするくらいの削減が必要なことは確かであり、私は文明的転換と呼んでいる。
- 2008年の洞爺湖サミットを受けて、福田康夫内閣は、2050年までに60%から80%の削減による低炭素社会を目指す長期目標を閣議決定した。
- 2009年はコペンハーゲンで気候変動枠組条約の15回目の会議(COP15)が開催される。
- 今の技術や生活スタイルは全て化石燃料を前提としているが、化石燃料を使わないものに変えるとなると大革命(文明的転換)になる。省エネは大事であるが、省エネだけで全てが解決するという単純な話ではない。

3. 地球温暖化防止とエネルギー

- エネルギーとは派生需要である。つまり、エネルギーを使うこと自体が目的ではなく、何かをしたいときにエネルギーを使うということである。これは、化石燃料で電気を起こさずに自然エネルギーで起こす方法があれば可能性が広がるということである。
- また、エネルギーは、何らかの使用機器を媒介して消費される。例えば自動車や家電製品などである。

住宅も1つの使用機器と見なすことができる。

- エネルギーには資源制約と環境制約の両面がある。石油がなくなるという議論は資源制約面であり重要な議論だが、環境制約面の方がより大きな問題として存在するだろう。

4.環境と経済を考える

- 環境保全をしようとするすると産業が停滞する、景気回復・産業活動を活性化させると環境負荷が大きくなる、というトレード・オフの考え方がある。
- これに対してEUは、経済成長率は上がっても環境負荷は減るという、「デ・カップリング」(切り離し)の戦略を採る。これにはいくつかの方策がある。1つは脱物質化である。経済効率だけでなく、環境効率や資源生産性も考えに入れて、できるかぎり少ない物質エネルギーで同じ財・サービスがつくられるようにするというものである。
- ドイツのヴッパタール研究所は「Factor4」を提唱している。これは豊かさを倍にして環境負荷を半分にすれば資源生産性が4倍よくなるというものである。
- 従来の技術革新論は人を使わなくてもよい技術の方向で動いていたが、脱物質化や「Factor4」は環境に良い技術や資源を使わなくてもよい技術の方向に技術革新論を誘導する発想である。
- 私は、ドイツの経済学者ピンスヴァンガー他が著した『環境破壊なき雇用』(1983年)に注目している。この論文では、環境も雇用も両方大事であるという前提で、社会や経済の仕組みをつくり直す発想が必要だと主張している。また、一種の環境税であるエネルギー税の増税が提案されている。環境税を課税して環境保全へのインセンティブが与えられ、税収は事業者の社会保険料負担の軽減に使うという提案であり、現在ドイツ等で実現されている。環境が良くなり、雇用が回復するという意味で「二重の配当」とも呼ばれている。
- 今回の経済危機では、環境危機にもあわせて取り組むグリーン・ジョブ(Green job)やグリーン・インベストメント(Green investment)、環境保全型内需が大事であると言われている。
- 中期目標を大幅に削減すると産業界の負担になるという議論があるが、これは既存産業への影響ばかりが言われているのではないか。既存産業を重視して、未来に出てくる産業を抑えつけている側面がある。例えば日本では自然エネルギー産業はまだ規模が小さいが今後はより大きくなってよい産業である。これは日本経済の一種の構造改革に関わ

る問題である。

5.地球温暖化防止の環境経済戦略

- EUでは「デ・カップリング」戦略が、またアメリカでは「グリーン・ニューディール政策」が行われている。また、CO₂削減の必要性をあまねく企業や個人に自覚してもらう必要から、炭素に価格をつける一種の環境規制が必要であり、環境税や排出量取引などの方法がある。
- ものづくりの観点で炭素を減らすことを考えると、例えば住宅を造るときも素材の選び方や設計の仕方を変えるなどの一種のイノベーションにより、炭素の出にくい住宅にするということである。こういったものは将来的には日本の資産になり、世界的にも評価されるだろう。

6.中期目標の設定、効果と影響

- 京都議定書では、CO₂排出量を1990年レベルから2012年までに6%削減するというのが日本の目標だった。その目標を達成して次にどのくらい削減するかを考えなければいけない。ところが政府の発表では2005年から2020年までにCO₂排出量を15%削減することになった。安倍氏の2050年までに世界全体で半減する提案が前提になって、福田内閣では2050年までに60%から80%を削減する長期目標が閣議決定された。目標設定をする際には、科学的知見などを十分に考慮すべきである。
- また、先進国間で限界削減費用を均等化すべきだという議論がある。これは例えばEUは東欧が入り削減が容易だが、日本はかねてから省エネを進めてきて「CO₂排出削減は雑巾を絞りきった」状態であり、過去の削減努力を考慮すべきだという議論である。京都議定書の削減目標は、先進国間で不公平ではないかという産業界の圧力によるものだ。
- しかし、限界削減費用の均等化の議論は成り立たないだろう。間伐材などを整備して森林管理を行うと、森林のCO₂吸収能力が上がり、これが吸収源として認められており、京都議定書の目標では公平性に配慮された。また排出削減の責任分担は、歴史的なトータル排出量で見るとべきだという主張や、国民1人当たりのGDPに比例した量で見るとべきだという主張などもあるため、限界削減費用の均等化はリアリティーに欠ける議論になるだろう。
- エネルギーが節約されると、かかるはずの費用が戻る。CO₂削減のための投資は費用がかかるが、省エネを通じたCO₂削減の場合、石油等の資源は使わなくなる分だけ費用が減るのでリターンがある。

つまり、これまでのCO₂削減は儲かる範囲でしかやっていない。

- 「CO₂排出削減は雑巾を絞ってきた」という議論は2つの点で誤りである。1つは実態として誤りである。もう1つは、日本のエネルギー効率には確かに高いだろうが、先述のとおり2050年までにCO₂を60%から80%を削減するとなると、今の技術では100%やらないといけない事のほんの一部しかやっていないのである。
- 中期目標の議論では技術革新のために莫大な費用がかかるという話になるが、我々がやらなければならないことは、大幅なイノベーションを作り出すことである。
- 気候変動枠組条約では、中国とインドが、先進国のCO₂の大幅削減責任を主張している。よって、大幅削減を打ち出すことは交渉力を高めることになる。大幅削減へ向けて技術を開発していく方がおそらく資産が残るので、日本経済にとってもプラスの面が大きいだろう。

7. グリーン・ニューディール

- 元来はイギリスの団体が「金融」「環境」「エネルギー」の3つの危機を救う趣旨で提案されたものを、オバマ政権が政権公約にしたものである。政権公約は3つある。
 - ①クリーン・エネルギーに10年間で1,500億ドルを投資し500万人の雇用を創出するというもので、これは雇用政策でもある。
 - ②プラグイン・ハイブリッド車(=家庭用電源(プラグ)から充電した電池で走行する電気自動車)の製造を本格化させるというもので、これは自動車産業の再生を含んでいる。
 - ③自然エネルギーの大幅な拡充を目指すというもので、これは中東依存の石油を減らし、安全保障とも結びつくものである。
- オバマ政権のグリーン・ニューディール政策は、アメリカが抱えている課題をトータルなビジョンで解決しようという性質のものであり、いわば政策のパッケージである。
- 日本版グリーン・ニューディールは、エコカーやエコポイントの制度にとどまり、スケールが小さく、また、自動車・家電産業をとりあえず救済するという産業救済的側面が強い。エコポイントでは大きな家電を買うことが推奨されており、かえってトータルのエネルギー消費量が増える可能性があり、省エネが実現できるのか疑問である。

8. 地球温暖化防止の自治体公共政策

- デンマークでは電気の15%以上が風力発電で賄われている。これは固定価格買取制度(Feed-in Tariff)があり、例えば農民が風力発電所をつくって電力を起こすことで農業所得以外のもう1つの所得を得る手段になっており、風力発電への誘因があるためだ。
- ドイツでは自然エネルギーが環境政策の1つと位置づけられて、環境省が所管している。日本では、エネルギーはすべて資源エネルギー庁あるいは経済産業省が所管しているが、原子力を推進しているため、自然エネルギーなどが出てきたら元も子もないという話になる。
- 中国の村役場などではエネルギーの担当部署がある。養豚の糞尿を発酵させたメタンを利用して、貧しい農家に安全で安定的なエネルギー源を供給する仕事をしている。
- 昔の日本には自治体発電があったが、戦後、電力9社の地域独占体制になり、エネルギー政策は集権化された。温暖化防止は国の責任も大きいですが、一種の地方分権化を行い、自治体もエネルギーの問題に取り組めるようにしなければならない。

9. 持続可能な都市

- ドイツの南西部にフライブルクという脱自動車の都市がある。人口は約20万人だが、中心部には一切自動車を入れず、パーク・アンド・ライド(park and ride)方式で一定の場所で自動車から路面電車に乗り換えるようになっている。環境保護はもちろん、交通渋滞を防止する、高齢者を住みやすくする、商店街を活性化するなど、総合的なまちづくりを目的としている。
- また、ソーラー・リージョンという、太陽エネルギーの方を中心としたまちづくりも進められている。太陽エネルギーの学会本部の誘致や、技術開発の工業団地をつくるなど、総合的なまちづくりが行われている。
- 温暖化防止はグローバルな問題であると言われるが、私は、足元のまちづくりこそが決め手になると思う。

10. 環境政策と地方自治体

- 環境の取り組みは、日本では地方自治体から始まった。1956年に水俣病が公式に確認され、公害が顕在化し始めたが、公害に対する法律も所管省庁もなかった。1964年に横浜市が企業との間で交わした公害防止協定が最初である。国の法律を守って

いても、環境や生命は十分には守れない。そのときに自治体の果たした役割は大きかった。日本近代化の仕組みは、ヨーロッパあるいは戦後アメリカから仕入れて修正されたようなものがほとんどだが、公害防止協定は日本の自治体の発明である。ドイツからは調査班が来た。

11. 持続可能な地域社会

- 温暖化防止はグローバルな問題と言われるが、地

域からの地球温暖化防止という発想が重要であり、また、単に温室効果ガスが減れば良いのではなく、持続可能な地域社会をつくることである。

- エコロジーに適合した地域経済であり、それを担うのは未来産業であるという発想が必要だ。創造性のある産業と地域を進めるために、「地域公共人材」のような人材が出てこないといけない。

質疑応答（抜粋）

■ Q. ヨーロッパでは環境を重視する政党が結成され、環境問題が重要な政治的課題になっているが、なぜ日本ではこのような流れにならないのか。

■ A. 断定的なことは言えないが、日本人は労働時間が長すぎるため自分の生活や地域をかえりみる余裕がないことや、日本は重厚長大産業の発言力がいまだに強い産業構造になっていることなど、いくつかの理由が考えられる。また、エネルギー問題が中央集権的に決められており、我々の身近な生活から遠ざけられていることも理由だろう。

■ Q. まちづくりの観点では、日本の都市は施設の分散配置を進めてきたが、ドイツのフライブルクなどはある程度都市的機能を集積させているという違いがある。日本において、自治体が自発的にまちづくりに取り組める条件をどのようにお考えか。

■ A. ヨーロッパの都市の多くは城郭都市であり、その中心部は市民のアイデンティティーそのもので良い状態で残そうという精神がある。また、ヨーロッパでは土地利用規制の権限が強く、たとえばドイツでは基本的に「計画なくして開発なし」であるが、日本では土地開発や建築が自由である。良いまちづくりが行われれば土地の資産価値は上がるという価値観が形成できるかという問題がある。エネルギー分権化や土地利用の問題が突破口になるだろう。

■ Q. 日本で、かつて公害が発生したときに対応した歴史的な成果などは、どのように評価できるのか。

■ A. 通常、環境政策は国が最初に対応をするが、日本の場合は地方が先に対応に乗り出したという歴史的な成果がローカル・イニシアティブとして国際的に知られている。一方、日本の高度経済成長が終わった時に、成長のあり方について、成長の成果が環境や福祉に充てられるような議論があまりされてこなかった。今のような物質的に満たされた生活のままでよいのかということまで踏み込んだ議論をしないと、温暖化問題は本質的には解決しないだろう。

■ Q. スウェーデンでは昨年末に緊急経済対策が出され、その一環として既存住宅施設の改築・増築・修繕に対する費用補助等が行われた。この政策により建設業は潤い、住宅施設の暖房効率上がるだろう。このような事例もあるが、地域雇用の維持政策と、付加価値としての環境問題の解決について、日本で実現の可能性が高いものとしてはどのようなものがあるのか。

■ A. 自然エネルギーについて考えることが1つの方向になるだろう。自然エネルギーはその地域のローカルなエネルギーであり、一種のエネルギーの地産地消である。自然エネルギーは、どの地域に、どのようなものが、どのぐらいのポテンシャルで、どのぐらい使えるのか、それを開発することでどのぐらいの雇用が生まれるか、といったきめ細かな分析をおこなったうえで、地域経済上の戦略として使うべきだと思う。

（文責：調査研究部）

「09年秋期退職準備教育研修会」開催のお知らせ

10月15日(木)～16日(金)、全労済本部会館にて開催します。

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたインストラクター養成を目的に、毎年春と秋の2回「退職準備教育研修会(退職研)」を開催しています。

〈研修会の概要〉

- 日 時** 2009年10月15日(木)10時～16日(金)16時
- 場 所** 全労済本部会館12階会議室
渋谷区代々木2-12-10(JR新宿駅南口より徒歩5分)
- 対象者** 産別・単組・支部等の役員・担当者
インストラクター・コーディネーター希望者

●カリキュラム予定

- 「エンジョイライフを目指して」
- 「公的年金」「雇用保険(失業給付と受給手続き)」
- 事例報告「活動事例紹介」
- 「退職者と税金」
- 「退職後の生活設計」「定年後の医療保険」

●参加費 資料代 2,000円

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

全労済協会 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

2009年度公募委託調査研究の応募状況について

全労済協会では、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2005年度から委託調査研究を公募しています。

2009年度委託調査研究につきましては、募集テーマを「地域社会の課題と展望」として、6月1日から募集を開始し、7月31日で受付を締め切りました。

幅広い研究分野からご応募をいただき、34件を受付いたしました。

採用の結果につきましては、決定次第、本誌でお知らせする予定です。

第119回理事会および第26回評議員会報告

2008年度事業報告および決算報告、第15期役員・第6期評議員の構成などを承認

7月24日、ホテルサンルートプラザ新宿において第119回理事会および第26回評議員会を開催しました。

議題については、(1)『2008年度事業報告および決算報告(2008年6月1日～2009年5月31日)』、次回の理事会・評議員会での任期満了に伴う役員・評議員の改選に向けた選出団体等の構成や手続き等についての提案として(2)『第15期役員・第6期評議員の構成およ

び選任手続き』、2008年度決算報告を受けた(3)『2009年度補正予算(案)』について提案を行いすべて承認されました。

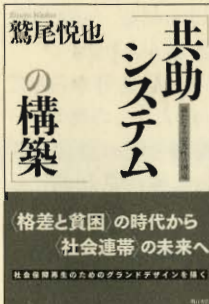
次回、2009年9月14日(月)15時よりホテルサンルートプラザ新宿にて、第120回理事会と第27回評議員会、引き続き第121回理事会を開催することを確認し閉会しました。



研究員の書棚から

『共助システムの構築—新たなる公共性の創造』

(鷺尾悦也著 明石書店)



「格差と貧困」から『社会保障再生のため「共助」を通して社会連帯の未来を展望する。』

著者は30年余に渡る労働運動の経験とその後の10年弱協同組合事業にかかわっており、また、日本女子大学をはじめとする各大学や大学院で「現代労働者福祉論」「現代労働者福祉特論」講義もされている。今回の著書は、その集大成でもあり、「社会保障再生のグランドデザイン」を描いている。

従来の社会保障基盤論の「公・私」二元論から「公・公共・私」の「三分法・三元論」にもとづき、格差・貧困への対応へむけ、「新たなる公共性の創造」を提唱している。

中でも、注目されるのは「公私の二元論」ととらえなおし「公共性の役割」の重要性を浮き彫りにしたことである。

この背景には、「公・公共・私」の三元論による「福祉の公共哲学」として「格差をできる限り縮小し、機会の平等を担保した、助け合いの精神による共助システムの確立」（第Ⅰ章第Ⅱ節 3 福祉の公共哲学）32ページ）に立脚した提言をめざす、としていることから見て取れる。

このような視点から「福祉」の定義を『制度』と『理念』により、「対立を含む多様性のなかから現実の制度をどのようにして選ぶべきかが福祉の公共哲学の学問的目標である。」（同上32ページ）となったのである。

さらに財源の裏付けを持つ積極的な社会保障政策はどうあるべきか、を第Ⅱ章「租税の機能と役割」で提唱している。とくに「財政の役割」から「租税」「所得税」と展開するなかで、近代社会の形成のなかで「共同体の解体がすすみ、（中略）共助システムの再構築が課題であるとともに『公（政府・官）』の役割が依然として大きいこと」（第Ⅱ章第Ⅱ節 5 財政による所得再分配機能）55ページ）も指摘している。

一方、「日本は租税や保険料負担水準が国内総生産（GDP）に占める割合が27.9%でOECD加盟30か国中下から4番目であり、諸外国に比べて低く（英国37.1%、ドイツ35.6%、スウェーデン49.1%で平均は35.9%）、サービス給付も貧弱である。税収は46兆円なのに借金などで100兆円の予算（平成21年度補正後）を組んでいる。」という指摘もある。従って、税収を医療、介護、保育、教育、就労支援などに使い、公共サービスの中に「共助システム」を入れていくことで新たに需要と雇用が生まれ、地域の活性化にもつながるのではないかと思う。

さて、「保障」の語源が「小城」と「とりで」（77ページ）であるという点は、含蓄があって面白い。圧巻は第Ⅲ章「社会保障の機能と役割」である。現在の社会保障制度の原型となるイギリスで1942年にまとめられた「ベヴァリッジ報告」（82ページ）とその後の社会保障制度の育成、福祉国家をめざすも限界となり、そして福祉社会論での展開である。

「福祉社会を構成するのは家族、地域、企業、NGO、NPO、

政府などである。したがって、社会保障は、福祉社会の最も重要な制度のひとつである。福祉国家の資金調達能力には量的な限界があり、その限界は政府以外の諸主体によって補うしかなく、福祉社会がその要請に応えざるをえないのである。」（99ページ）さらに社会保険（公的年金、医療保険）などの現状と歴史、改革の方向性について三元論からのアプローチにもとづき提唱している。

最終章では、NPO、協同組合にたずさわる方々への熱いメッセージとなっている。新しい公共性の担い手としてのNPO、新たな中間集団としての協同組合の役割が強調されILO、国連のガイドラインでの紹介などにふれ、「公共性という見地でチェックし自らも行動する新しい中間集団が求められている。」（第Ⅶ章第Ⅰ節 共同体の再構築）295ページ）としている。

社会保障の再生のため「共助システム」を通して社会連帯のめざす提唱がされている。

なお、社会保障各制度の大きなガイドラインを知るには、特に第Ⅲ章、第Ⅳ章、第Ⅴ章、第Ⅵ章が経緯・現状・改革の方向と述べられており、社会保障を学ぶものにとっても最良のテキストである。

〈目次〉

はじめに

第Ⅰ章 公共性とは何か

第Ⅰ節 公助・自助そして共助

第Ⅱ節 公共哲学的な分析

第Ⅲ節 公共哲学の歴史

第Ⅱ章 租税の機能と役割

第Ⅰ節 財政における租税

第Ⅱ節 租税の構造

第Ⅲ章 社会保障の機能と役割

第Ⅰ節 社会保障の変遷

第Ⅱ節 社会保障の役割

第Ⅲ節 社会保障の財源

第Ⅳ章 所得保障としての社会保険

第Ⅰ節 生活保護

第Ⅱ節 雇用保険

第Ⅲ節 労災保険

第Ⅴ章 所得保障としての公的年金

第Ⅰ節 公的年金の経緯

第Ⅱ節 公的年金の現状

第Ⅲ節 年金制度の課題と方向性

第Ⅵ章 社会サービスとしての医療保障など

第Ⅰ節 医療保障

第Ⅱ節 介護保険

第Ⅲ節 児童手当

第Ⅶ章 共助システムの担い手

第Ⅰ節 共同体の再構築

第Ⅱ節 新たな中間集団としての協同組合

第Ⅲ節 ILO（国際労働機関）・国連の協同組合政策

おわりに

あとがき

参考文献

(文責：調査研究部 住吉徹)

前回まで2回にわたり、人が亡くなったときに係る「相続税」を取り上げてきましたが、今回から相続税と関連が深い、個人から財産をもらったときにかかる「贈与税」について考えてみます。

Q1. 贈与税の概要について教えてください。

A1. 贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思表示し、相手方が受託をすることによって成立する契約をいい(民法第549条)、贈与税は、個人から贈与により財産を取得した者(原則は個人)に課税される税金です。例外として、代表者等の定めのある人格のない社団又は財団や、公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人を個人とみなして、贈与税が課税される場合があります。贈与税の課税方法には次の二つがあり、贈与者ごとに選択することができます。

① 暦年課税

{ 課税価格-110万円(基礎控除) } × 税率

② 相続時精算課税

{ 課税価格-2,500万円(特別控除) } × 20%

(注) 課税価格は、その年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の合計額となります。

Q2. 贈与税は相続税の補完税と言われますが関連について教えてください。

A2. 既に本誌27号で説明のとおり、相続、遺贈で財産を取得した者には相続税が課税されます。もし、被相続人が生前に財産を、相続人その他の親族等に贈与すれば、相続と同一の効果をしながら相続税を回避することができます。そこで、税負担の公平を図るため、生前贈与に対して贈与税を課税することが必要になります。このように相続税と贈与税は、相互に密接な関係があり、共に相続税法に規定されています。なお、平成15年度の税制改正で創設された相続時精算課税制度は、生前贈与による資産移転の円滑化(景気の拡大等)を目的としています。

Q3. 贈与税の課税財産と非課税財産について教えてください。

A3. 贈与税の課税財産は、Q1で説明の民法で定める「本来の贈与財産」と相続税法で定める「みなし贈与財産」があります。「みなし贈与財産」とは、法律的には贈与により取得したもの

でない財産であっても、実質的に贈与により取得した場合と同様の経済的利益を伴うもので、①生命保険金等 ②定期金に関する権利 ③財産の低額譲受による利益 ④債務免除等による利益 ⑤その他の利益の享受 等があります。

一方、非課税財産は、その財産の性質又は目的等からみて課税することが適当でないものとして、①法人からの贈与(一時所得として所得税が課税) ②扶養義務者間の通常必要とする生活費又は教育費 ③特別障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権 ④その他(社交上の香典、贈答品など)等の財産は、贈与税が課税されないことになっています。

Q4. 今般、景気対策の観点から創設された、住宅取得の非課税枠500万円について説明願います。

A4. 追加経済対策関連法案は6月19日に可決・成立し、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(措置法70条の2)の特例制度が創設されています。この特例制度は、従来の非課税枠(暦年課税110万円、相続時精算課税2,500万円)とあわせて適用を受けることができます。特例制度の概要は、

① 適用贈与期間：平成21年1月1日～平成22年12月31日

② 贈与者：受贈者の直系尊属

③ 受贈者：個人で住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の1月1日において20歳以上の者

④ 非課税適用対象贈与財産額：

適用期間を通じて贈与を受けた住宅取得等資金のうち500万円までの金額

⑤ 居住の用に供する時期：

住宅用家屋を取得した日の属する年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供したとき

等で、贈与税の期限内申告書の提出を要します。

*人が生活していく上で基本となる「衣・食・住」のうち、景気対策等を大義名分に住宅優遇税制を継続することが、一部高額所得者に対する優遇措置に該当しないか検証することも必要と思われます。

(注) 贈与税の詳細は、国税庁ホームページの「税について調べる・タックスアンサー・贈与税」等を参照して下さい。

(監修：税理士 関口邦興)

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 な ど
9月14日(月)	第1回「地域社会研究会」開催	於：全労済協会会議室
	第120回・121回理事会	・理事の選任等 ・評議員の選任 ・四役の互選
	第27回評議員会	・各委員の委嘱等
9月15日(火)	第10回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	論点整理、討議など
10月15日(木)～16日(金)	2009年秋期退職準備教育研修会	於：全労済会館会議室(東京・代々木)

全労済協会だより vol.31 2009年8月

発行：全労済協会
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人：鷲尾 悦也 編集責任者：村上 忠行

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyoukai.or.jp